

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531054

研究課題名(和文) 学校管理経営論におけるコミュニティの位置づけに関する比較的研究

研究課題名(英文) A Comparative Study of the Concept of Community in Educational Administration Theory and Practice

研究代表者

平井 貴美代(HIRAI, Kimiyo)

山梨大学・教育学研究科(研究院)・教授

研究者番号：50325396

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円、(間接経費) 360,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では「コミュニティ」をめぐる管理・経営論に焦点づけて、占領期の米国学校管理・経営論の受容とその後の日本の変容を検討した。

占領下のコミュニティ関連施策としてPTAとコミュニティ・スクールがあるが、いずれもその制度化にあたって旧来の家父長制的コミュニティが否定され、成員の対等性や自発性を特徴とする、米国特有の「アソシエーション」的なあり方が目ざされた。また施策化のプロセスで、日本の既存の制度的環境や占領側・被占領側の制度理解の程度などが影響し、当初の理念が変容したことも共通する。上記知見についてPTAは論考として公刊したものの、コミュニティ・スクールの成果公表は今後の課題である。

研究成果の概要(英文)：This study examines the concept of community in educational administration theories and practices focusing on the Japanese adoption and disadoption of the American's concept during the occupation period. Two major administrative systems concerning school community introduced occupation were PTA and Community School. The American occupiers denied the Japanese traditional style of community based on the patriarchal relationships, and through both systems, they tried to embody the concept of "association", a typical American way of community characterized by the equality and the voluntarism.

Today both systems remain only in name, but their concepts has lost long ago affected by the existed institutional environment and the degree of understanding of both the occupiers and the occupied people who planned and practiced the system under occupation.

The historical examination of the PTA has already published but which of the Community School remains for the future.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：学校経営 PTA コミュニティ・スクール GHQ-SCAP

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年日本でも保護者や地域住民が学校の教育活動や経営面に協力・参画することは、学校の日常的な光景となりつつある。欧米ではすでに 1980 年代から学校参加が本格化したことを思えば日本はスロー・スターターと言わざるを得ないが、遅れを取り戻すかのように矢継ぎ早に導入された学校評議員や学校運営協議会などの具体的な制度が単なる欧米諸国の後追いではなく独自の特徴を有することについて、意識化されることはあまりない。欧米諸国では保護者や児童・生徒の経営参加が中心であるのに対して、日本では児童・生徒の参加は含まれず、保護者についても必ずしも「参加」の中心メンバーというわけではなく、地域住民など広く外部者のなかの一員としての位置づけに留められている。換言すれば、地域住民の位置づけがより重く設定されているのが日本における制度上の特徴ということになるが、そうした傾向性を批判的に吟味した研究はほとんど見ることはできない。その理由として考えられるのが、日本の学校管理・経営研究者の視野が歴史的な経路によって形成された当該分野における「コミュニティ」概念によって規定されているということである。

community = コミュニティは多様な用途をもつ射程の広い言葉であるが、日本の学校管理・経営論では、「地域」を訳語として学区や市区町村の住民との連携をイメージして用いられることが多い。一方、米国では、学校がさまざまな共同体（地縁的な共同体に限定されない）といかにリンクするかといった日本と類似した課題認識と、学校の中に共同体精神を根付かせるといった観点の大きく 2 つの潮流に、「コミュニティ」の論じられ方は大別できるという (Lynn G. Beck and William Foster, "Administration and Community: Considering Challenges, Exploring Possibilities", Edited by Joseph Murphy & Karen Seashore Louis, *HANDBOOK OF RESEARCH ON Educational Administration* (2nd Edition), LOSSEY-BASS, 1999, p.344)。学校の内部者である教師、児童・生徒、そして保護者が主たる担い手となる後者の「コミュニティ」論は、日本では教育方法論ならびに教師教育研究において「学びの共同体」論としてさかんに論じられているものの、学校管理・経営論の射程に入れられることはまれであり、そのことが「コミュニティ」論における学校の内部者の位置づけの相対的な低さにもつながっていると考えることもできるだろう。

このように「コミュニティ」の論じ方において、現在の日本と米国の学校管理・経営論には隔たりが認められるが、約半世紀をさかのぼること、戦後占領期に米国の管理・経営論が民主化政策の一環として導入された時期においては、両者の隔たりは極小化されていた。日本の戦後における公立学校の経営が、

教育行政の地方分権、民衆統制、専門的指導の三原則に要約される「地域社会学校」(Community school) の考え方を前提として構想されたことはよく知られている。「地域社会学校」の日本における受容は、進歩主義教育全般と一括りにして「啓蒙的レベル」にとどまると低く評価されてきたが、一方で米国の学校管理経営論における「コミュニティ」概念にはリベラリズム的契機と社会・共同体の一員としての個人を前提するコミュニタリアン的契機が「共振」しているとも指摘されており (Beck & Foster, "Administration and Community", op.cit., pp.343-344)、双方の契機からの影響の内実を丁寧に見極めることが必要である。日本の場合、リベラリズム的契機への理解が不十分であったことが、その後の「コミュニティ」理解を経路依存的に規定したというのが、研究開始当初に設定した仮説であった。

(2) 占領期における米国学校管理・経営論の導入については、これまで高野桂一、中留武昭、下村哲夫などによる学校経営学説史研究において必ずといってよいほど取り上げられてきたが、それら先行研究はもっぱら文献を対象とした内容分析にとどまり、導入の実態を GHQ/SCAP 文書などの一次資料を用いて明らかにする研究ではなかった。対象となった文献も米国の理論の直訳に近いものから、戦時体制に連続するような日本人教育家の著書までが雑多に含まれており、米国学校管理・経営論のどの部分が受容され、どの部分がやり過ぎされたり、あるいは理解されなかったりしたのかは不明確であった。

そもそも学校管理経営分野では、占領期の一次資料、とりわけ GHQ/SCAP 文書を用いた研究はほとんど手付かずの状態にあり、学校管理経営関連の研修の実施状況について、高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』(風間書房、1995年)が教育指導者講習会(IFEL)を詳細に分析したほかは、ほとんど見ることはできなかった。IFEL の受講対象者は主として教育長や指導主事、教員養成指導者であり、学校管理職が対象となるのは第 5 期(1950年)以降のことであるが、短期の管理職を対象とする研修はそれ以前からも行われており、その内容はいまだ明らかになっていない。本研究の開始当初には、IFEL の学校管理経営に関する講義内容を分析した研究も見られなかったが、その後、芥川祐征「戦後教育改革における校長の現職教育の特徴と課題」(『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第 61 集第 1 号、2012 年)により、その欠落は補われている。

2. 研究の目的

本研究では、占領期における米国学校管理・経営論の導入時に見られる受容とその後の日本の変容について、とりわけ「コミュニティ」をめぐる管理・経営論に焦点づけて検

討することを目的とした。

戦後の学校管理・経営論の出発点に遡り、経路依存的に制度化されてきた日本の学校管理・経営と「コミュニティ」との関係性を米国学校管理・経営論と対比しながら把握することは、今後さらなる発展が見込まれるコミュニティ・スクールなどの学校経営参加制度が前提する、「コミュニティ」概念の傾向性と課題を抽出することにつながるのではないかと考えた。

3. 研究の方法

(1) 占領下の米国学校管理・経営論の導入過程に関わる一次資料の収集・分析

占領期における米国学校管理・経営論の導入時に見られる受容とその後の日本の変容について、とくに「コミュニティ」に焦点化したのは、日本と米国との理念上の差異が大きく、しかも現在の経営管理実践にその影響を大きく留める政策が占領期に導入されたことがある。本研究期間中に扱った「コミュニティ」に関連する学校管理経営政策は、PTAとコミュニティ・スクールであるが、そのほかにも職員会議の前史となる教育研究協議会や児童・生徒会など教職員や児童生徒を対象とする組織も、類似の問題を内包している。

PTAとコミュニティ・スクールは法制化されることはなかったが、CIE（民間情報教育局）は占領政策の根幹（地方分権と民主主義）に関わる主要政策と位置づけていた。とくにPTAはその普及に力を注ぎ、当時の文部省に強力に働きかけて手引作成や協議会の設置・運営などを指導している。両者のやり取りは、GHQ/SCAP文書、フーバー研究所トレーナー・コレクション（国立国会図書館憲政資料室所蔵）などの米国側の資料で詳細に知ることができるが、政策立案過程の具体的な素案などを分析するためには、戦後教育資料や文部省（当時）官僚の個人文書等（国立教育政策研究所所蔵）の日本側の資料にも、所在を確認する必要があった。

GHQ/SCAP文書に関しては、会議記録、週間レポートのほか、PTAやコミュニティ・スクール等の言葉をもとに検索して所在が明らかになった文書を、網羅的に収集・分析した。また政策立案過程だけでなく、その定着を図るための相互交渉や伝達の過程で実際に何が伝えられ、それを聞いた日本人の行政担当者や教育家などがどのように受け止めたのかを知るためには、地方軍政部の資料や地方自治体史等の資料に当たる必要が生じたため、分析対象とする資料は当初の見込みをはるかに超えることになった。

探索した資料のうち本テーマに関連する資料については、すべて目を通したのちにその概要を年月日順にデータ入力した（計700枚分）。これら資料を通じて、PTAの政策立案過程や導入過程については分析を終えることができたが、コミュニティ・スクールについては一次資料が十分に集まらず、今後の

課題として残された。

(2) 戦後改革期の日米の学校管理経営論に関する主要な文献の収集と「コミュニティ」概念の抽出

占領期以降の日米両国における学校管理経営理論の主要文献のうち、とくに本研究が主題とする「コミュニティ」を扱ったものを収集・分析し、日米の「コミュニティ」概念の違いを明らかにしようと試みた。当初は該当の文献を網羅的に調べていくつもりであったが、米国の著名な教育史家（Tyack, D）の著作 *The one best system*, (Harvard University Press, 1974) でまさに研究テーマと関わる優れた分析がなされていたことから、米国に関する概念枠組みはタイヤックに依拠することとし、日本に関しては、先行研究とそこで用いられた史料を再検討したうえで、独自に概念枠組みを抽出した。

「コミュニティ」関連政策から概念を抽出する際には、PTAについては社会教育分野の研究蓄積に、またコミュニティ・スクールについては初期の実践に関する歴史的研究に学びながら、分析を行った。また研究代表者も独自に、占領下の地域運営学校に理論的支柱を提供したエドワード・G. オルゼンの *School and Community*（宗像誠也ほか訳『学校と地域社会』小学館、1950年）の英文の原著と日本語訳や、原著と第2版とを比較検討し、日米の比較やコミュニティ概念の変容と時代背景の関係を分析した。

4. 研究成果

(1) 戦後改革期の学校管理経営政策・理論における「コミュニティ」概念の特徴

PTAが日本に導入された発端は、他の多くの制度同様に1946年3月の第一次米国教育使節団報告書に盛り込まれたことによる。当時の文部省関係者はPTAについてほとんど知識がなく、CIEは米国のPTAに関する資料を文部省社会教育局に提供するなどしてその制度化を促し、手引書作成や協議会の開催などをはたらきかけたことで、急ピッチに普及が図られることとなった。

一方、コミュニティ・スクールの導入過程は、教育使節団報告書を根拠とするPTAとはいささか事情が異なり、占領政策との接合の具体は明確ではない。社会科新設の際に紹介されたという説もあるが、CIEによる上からの指導というよりも、むしろ下からの積極的な受容がコミュニティ・スクールの流行をもたらしたのとも考えられる。戦時の動員体制のもとで強化された学校・地域連携や郷土教育の取り組みの延長上において捉えることを許容する着想であったために、日本に受容されやすかったものと思われる。

受容する側にとっての馴染みやすさという点では、両組織は対極にあったとも言えるが、じつはいずれの組織もその制度理念に米国的なアソシエーション観が反映されてい

たという点で、共通していた。成員の対等性や自発性にもとづく機能的な集団の在り方を原則とするアソシエーションは、社会学的には社会生活や共同生活のための共同体である「コミュニティ」と区別するために用いられることも多い。戦時の総動員体制では、そうした考え方の存在する余地はなく極小化していたところに、新たに持ち込まれた概念が理念通りに定着しなかったのは、当然の成り行きであった。

その典型例として、海後宗臣が指導したコミュニティ・スクール「川口プラン」の発展型として取り組まれた、大田堯の「本郷プラン」の挫折がある。大田はコミュニティを進歩的・保守的・習慣的な生活者などの人々の集まりと捉え、その組織化に工夫をこらすことで、学校カリキュラムの改革にとどまらない、コミュニティ自身の变革に結び付けようと試みたが、組織は進歩的町民の「インテリサロンへと転落」していった。それとは対照的に、同じく「川口プラン」の後継として海後や中央教育研究所が実験的に取り組んだ「三保谷プラン」では、その中心組織を戦前の学校後援会がPTAに看板を付け替えただけの、村長を会長とする全住民の参加システムが担ったが、それゆえにコミュニティ・スクールが学校教育・社会教育双方の面で大きな成果を上げたとされる。

本来のアソシエーション的なあり方を具現化した太田の試みは挫折し、戦前からの連続性のもとで読み替えた「三保谷プラン」は「成功」を収めたのは、戦後教育政策のいわゆる「逆コース」の影響と言うよりも、むしろコミュニティをアソシエーションと捉える土壌が当時の地域社会に存在しなかったことによるものであった。

(2) 米国「コミュニティ・スクール」のコミュニティ観

コミュニティ・スクールを戦前からの連続性のもとで受容した日本側の解釈の誤りを指摘したが、そもそも米国のコミュニティ・スクールの理念そのものが総動員性格を有していたとの批判も存在する。コミュニティ・スクールが大恐慌や世界戦争などの未曾有の危機に対する進歩主義の自己順応的な性格を有することは、占領下の地域運営学校に理論的支柱を提供した *School and Community* (Olsen, E.G. & others, Prentice-Hall, Inc., 1945) の著者のオルセン自身も認めているところではある。しかし、それをもって「総動員的」と決めつけるのは早計であり、日本的な解釈枠組みに縛られた誤ったオルセン理解とも考えられる。

オルセンが著書 *School and Community* のなかでとくに強調したことは、民主的な社会における教育の構造は、学校を実社会から遊離した孤島におくことをゆるさず、現実的な社会にむかって幾多のかけ橋を架することであった。そのことを10の橋を用いて象徴

的に示した原著の冒頭の挿絵は日本でもたびたび引用され、両者の相互関係の理想として受け止められてきたが、具体的な実践となると一気に抽象論に陥ってしまうことも多かった。オルセン自身その難点を自覚していたのか、1954年刊行の第2版では「コミュニティ学習への扉」と題した別の挿絵に差し替えられている。1954年版の新しい挿絵では学校の機能が7つに整理されるとともに、学校と地域とのつなぎ目を象徴する図像が橋から扉へと変更され、扉を頻繁に出入りする多様な属性の人々の様子が丹念に描かれていた。また第1版では地方の小さな学校がイメージされるのに対して、第2版の挿絵の下半分には大都市と農村と市街地の3つのタイプの地域が描かれており、対象とする「コミュニティ」が多様であることも示されている。

米国で構想されていたコミュニティ・スクールが日本でイメージされる農村の小学校区のようなものでは必ずしもなかったということは、戦後初期のコミュニティ・スクールの啓蒙書からも窺い知ることができる。岡村忠雄著『コミュニティ・スクール』(新制教育研究会、1949年)では、「新しいコミュニティ・スクールの精神によるハイスクールの在り方について一つの見本を提供」するものとして、NEA教育政策委員会(Educational Policies Commission)の中等学校のモデル案「すべてのアメリカの青少年のための教育」(1944年)で示された架空の地域社会、コロンビア州ファームヴィル村とアメリカ市のカリキュラム改革が紹介されている。ファームヴィル村の事例はわれわれには馴染み深い農村学校の実践であるのに対して、アメリカ市はファームヴィルのような町村を周辺に控えた地方の中心都市であった。詳しい実践内容は岡村の著作に譲ることとして、同書に紹介された都市型コミュニティ・スクールにおける「コミュニティ」が、一定の区画内の住民を包括するものというよりも、機能的な諸集団による自発的な結びつきとしてイメージされていることは重要である。当時のアメリカ社会が直面していた深刻な社会問題の解決のために結集し、それぞれの能力や役割を発揮しながら新しい計画を実現していく「コミュニティ」とは、まさしく自発的・機能的集団としてのアソシエーションであった。

オルセンの挿絵の変遷は、上記のようなコミュニティ・スクールにおけるアソシエーションの特徴を強調し、「コミュニティ」を地縁的あり方から解放するものでもあった。第1版の挿絵で「本土」として描いたコミュニティには教師や保護者の姿が見えないが、自由に人々の行き交う第2版の挿絵では、教師らしき人や保護者らしき人が住民らしき人々の中に混じりあっている。地縁ではなくアソシエーション的に構成されたコミュニティでは、保護者や教師もその機能に応じて正当に位置づけられる。そのような可能性が、

コミュニティ観を再検討することによって開けてくるのではないだろうか。

(3) PTAの導入・普及過程における「コミュニティ」概念の変容

日米の異なる「コミュニティ」概念は、アジア・太平洋戦争後の連合国による占領統治下ではじめて遭遇し、被統治側であった日本の概念には変更が迫られることになった。ここではPTA政策を例にとり、両国の概念の違いがどのように顕在化し、理解され、受容ややり過ぎなどの対応がなされたかを、中央政府の政策立案過程と地方における導入・普及過程との双方から見ていくこととする。

PTA政策は、1946(昭和21)年3月の第一次米教育使節団報告書をうけて、同年秋にCIEから文部省がその導入を指導されたのちに急展開した。当時の文部省にはPTAに関する既存の知識がほとんど存在しなかったこともあり、政策を主導したのはもっぱら、CIEと地方における占領政策の担い手である地方軍政部であった。間接統治の建前もあり主要な政策文書は文部省の名前で出されているが、内容面の決定権、とりわけ組織理念についてはほぼCIEが方向づけたと言ってもよい。しかし、施策の具体化にあたっては地方軍政部が前面に出て大きな影響力を及ぼしたため、地方(すなわち軍政部)ごとに施策の中身にはばらつきが生じることとなった。

周知のように米国は終戦前より占領統治の準備を進めており、町内会などの中間団体が総力戦体制を推進するうえで重要な役割を担った事実や、その非民主的な性格をよく把握していた。PTAを日本に導入するに当たっても、旧来型の教育後援諸団体に見られる家父長制的な性格が改められるよう細心の注意を払い、その組織理念が正しく理解されるように、手引きの作成や規約準則等の策定に熱心に取り組んでいる。したがってCIEや地方軍政部のもとで作成された手引きや規約準則のモデル案等を見ると、米国側がPTAと日本の旧来型の団体とを区別する鍵となると考えていたことがよく分かる。導入当時の規約準則等に共通する特徴としては、会員の範囲や役員の在り方等に力点が置かれていたこと挙げられるが、その内容は具体的には次のようなものであった。

会員：父母、教員以外の者を会員に含めるかどうか。旧来型では、地域内の全戸が半強制的に加入させられた。

役員の種類：旧来型の団体では、役員や顧問をいわゆる「地域ボス」や一部の教員が占有していた。PTAでは父母が中心となり、女性の構成数を増やすことが女子教育上も推奨された。

役員の選出：役員によって会長が推挙されるなど旧来型の非民主的やり方を改める

ために、総会での無記名投票方式が推奨された。

役員の資格：政令第15号(後述)に「該当しないもの」など、戦時の団体での指導者であった「地域ボス」を除外する規定が多く見られる。

財源：学校運営や教員の生活補助のために、寄付金を許容せざるを得ないのが当時の状況であった。寄付の代わりに会費から支出されることも多かった。

PTA役員に父母、とりわけ母親の比率を高めることや、戦時の団体の指導者を除外することを規定したのは、会の運営を民主化するために旧来の支配者層の影響力を規制するための規定であった(ちなみに占領終結後に改訂された参考規約からは、当該事項が除外されている)。ただし、こうした共通点が見られる一方で、CIE・文部省と地方軍政部による規約準則とでは、会員規定など異なる点もあり、また同じ軍政部の規約準則でも改訂のたびに変化も見られる。それらの違いから見えてくるのは、PTAの「アソシエーション」的特性の捉え方の違い、もっと言えば、捉え方の深さにおける違いである。

地方軍政部によるPTA設置のはたらきかけは、文部省のPTAに関する最初の通知文書よりも先行していたが、それは指揮命令系統を通じPTAの設置が重点事項として示されたことによる(第八軍施行令第19号、1947年2月25日)。ただし、文部省の参考規約にも影響を与えたとされる、「第一軍団軍政市民間情報課推奨両親と教師の会『仮称育友会』規約及附則」が公にされたのは、第八軍の命令とほぼ同時期の1947年2月であり、その取り組みの先駆性は教育課長アンダーソン(Anderson, R. S.)の教育的見識や指導性に負うところが大きかったと考えられる。

日本の旧制高校での教育経験も有するアンダーソンは、PTAに関する講義を軍団配下の各県軍政チームの教育官に施すことができるほどの理解水準を有していたが、その講義ノートからは必ずしもPTAの組織理念を正確に捉えきれていなかったのではないかと推測されるところもある。というのも、保護者の「活動的参加」を実現するための原則を11項目に整理した際の1項目に、「学校に附属する唯一のアソシエーション 1つの強力なものを(Single strong one.)」をあげており、本来のアソシエーションならば具有されるはずの、目的別の様々な無数のアソシエーションが設立される可能性が排除されていたからである。旧来型の組織をPTAに一元化することがその含意であったと考えられるが、「ボス」支配排除を優先する軍政部の姿勢は、その残存が問題とされるたびに強制力を加えていき、やがては行政の強力な関与によってモデル規約の実効性を確保するところまでエスカレートしていく。それは、アソシエーションとしての本来のあり方で

ある「非政府性」や「自発性」を失うという、代償を伴うものでもあった。

CIEは既述したように、PTAの規約準則等の策定に関して地方の取り組みにはるかに後れを取ったが（昭和23年12月1日付文部省通知）、それは民間団体としての自発性やグラスルーツ的な発展を期待したためであった。1948（昭和23）年に実施した全国実態調査で、地方PTAの多くが旧来の類似組織から自動的に切り替えられたものであり、役員中に顧問、相談役、世話役、参与などの役名を含むといった組織運営上の問題を抱えていることが明らかとなったことから、「参考規約」の策定に着手することにはなるが、その作成にあたってはなるべく「上から」下ろされたものと受け取られないように、日本側の実態や事情に合わせようとする姿勢が貫かれたことは評価すべき点であろう。

しかしながら、参考規約がPTAの組織や運営方式を整える上で一定の有効性があった反面、その存在そのものが「アソシエーション」としてのPTAの発展を損なう面があったことは否定できない。導入当初のPTAに関わった保護者は、規約が上から流されたことで、「それまでみんな一生懸命考えて各校の実情に合わせているんな規約もあったし、会議のやり方もいろいろあった」ところが、「規約にのっとりさえすればいいんで、是非を論ずるチャンスを失った」と回想している（『座談会 今だからいえる』『社会教育』第13巻第7号、1958年7月）。参考規約という「モデル」の存在が、PTAの在り方（組織理念）を探求する「チャンス」を個々のPTAから奪うことにつながり、のちに形骸化していく一因となったとも考えられるのである。会費を納入すればメンバーとして誰でも役員選挙の投票権が得られ、重要な決定は規約に定められた手続きを通して下されるといった「アソシエーション」の原則が、「出資者民主主義」と呼ばれるように（小関隆『近代都市とアソシエーション』山川出版社、2008年）、本来それら手続きは「民主主義」を抜きにしては意味をもたないものである。「アソシエーション」の民主的ルールを非民主的な手段によって定着させるという、アクロバティックな企てをとらざるを得なかった、占領政策としてのPTA普及の限界と見るべきかもしれない。

その一方で、「アソシエーション」の基本原則である加入や選択の自由という要件が、米国ではあまりにも基本的な理念であったがゆえに、規約準則等には書き込まれなかったことも問題であった。当該理念は容易く忘れられ、現在のPTAには自発的結社としての特性はほとんど残されていない。アソシエーションが日本土着のコミュニティ観に基づく組織ではないということに自覚したうえで、関与する人々が組織名称（Parent-Teacher Association）や形態だけでなく、それを支える理念も含めて「アソシ

エーション」を自発的に選び取っていく（あるいは選ばない）ことは、大前提とされるべきであろう。研究代表者は、自律性・多元性を備えた本来の「アソシエーション」は、「多数の多元的な主体間の相互調整による統治」としての「ガバナンス」とも親和的であり、現代的な価値を有するものと考えが、あくまでもその是非や必要性の判断は、会員の自発性に委ねられるべきものである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 4 件）

平井貴美代、合議制教育委員会の制度理念の再検討 ― その起源に遡る、学校経営研究、査読無、39巻、2014年

平井貴美代、初期PTAにおけるアソシエーション的特性に関する一考察 ― 占領期PTA規約準則等の比較検討を通じて、日本学習社会学会年報、査読有、9号、2013年

平井貴美代、占領下学校管理改革における学校保護者・地域連携、山梨大学教育人間科学部紀要、査読無、14巻、2013年

平井貴美代、戦後占領期における学校管理改革と教員の経営参加 ― 教育研究協議会と『中学校・高等学校管理の手引』から見えてくるもの、学校経営研究、査読無、37巻、2012年

〔その他〕

ホームページ等

<http://sangaku.yamanashi.ac.jp/SearchResearcher/contents/D2E812734B867BA3.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平井 貴美代（HIRAI, Kimiyo）

山梨大学・大学院教育学研究科・教授

研究者番号：50325396

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者

該当なし